



令和8年4月1日、労働安全衛生法において、

労働災害防止のための指針が公示されました。

高齢者の労働災害防止のための指針について

高齢者の労働災害防止のための措置が規定されました。同法第六十二条の二において、事業者が講ずべき措置について定めるとともに、第二項では、厚生労働大臣はその適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとされており、これを受けて、令和8年2月10日、「高齢者の

スクアセスメントの実施

2、職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- (2) 高齢者の特性を考慮した作業管理

3、高齢者の健康や体力の状況の把握

- (1) 健康状況の把握
- (2) 体力の状況の把握

康保持増進措置

5、安全衛生教育

- (1) 高齢者に対する教育
- (2) 管理監督者等に対する教育

高齢労働者の特性を

ばと思います。

エイジフレンドリーの考え方とは、年齢に関わらず誰もが安心して働き続けることができる環境を整えることにあります。日本は高齢化が進む中で、高齢労働者の就業が今後増加していくことが見込まれており、職場における安全確保の重要性はますます高まっています。単に高齢者に配慮するという観点にとどまらず、その特性を踏まえた取り組みを進めていくことが大切です。



本指針の内容は、従来のエイジフレンドリーガイドラインで示されていた取組みを基礎としており、事業者の講ずべき措置は次のとおりです。

1、安全衛生管理体制の確立等

- (1) 労働衛生管理体制の確立
- (2) 危険源の特定等の

(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

4、高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- (2) 高齢者の状況に応じた業務の提供
- (3) 心身両面にわたる健

踏まえてこれらの取組を確実に実施することが、労働災害の防止において一層重要となります。なお、各取組の具体的な内容については指針に詳細が示されているため、併せて確認していただければ



厚生労働省ホームページ「高齢者の労働災害防止のための指針」

イラスト・木村武司